

## 第I期事業におけるJSCの事業管理と委員会の関与等

### 1. 要求水準の確認

事業者は、要求水準が適切に確保された設計を行う必要があり、事業の管理及び統括を行う「総括代理人」は、要求水準が満たされていることを確認し、その結果を「要求水準確認報告書」により、JSCに報告することとされている。

⇒基本、実施設計等の各段階で、JSCが「要求水準確認報告書」を確認。

### 2. 技術提案書の履行状況の確認

事業者は、技術提案に基づき業務を履行する必要があり、提案の反映状況等については、「技術提案書チェックリスト」によりJSCに報告される予定。

⇒基本、実施設計等の各段階で、JSCが「技術提案書チェックリスト」を確認。

### 3. 事業費（コスト）の確認

事業者は、原則として事業者の提案した約1490億円の範囲内で事業を履行する必要があり、設計の各段階において、「事業費確認書」等により工事事業費の内訳等を作成し、提出することとされている。

⇒基本、実施設計等の各段階で、JSCが「事業費確認書」により、事業費が上限内であること及び積算が妥当であること等を確認。



JSCによる上記1～3に対する技術的な確認の結果も踏まえ、技術提案等審査委員会においては、特に重要と思われる以下の項目について審査する。

1. 要求水準を下回る可能性がある変更としてJSCが抽出した項目(変更の妥当性が容易に判断できるものを除く)について、その内容及び変更理由の妥当性
2. 技術提案を変更するもので施設水準やコストに影響を与える可能性があるとしてJSCが抽出した項目について、その内容及び変更理由の妥当性
3. 事業費確認書の各項目のコストにおいて、5%以上の変動が生じたものや、全体事業費への影響が大きいと考えられるもののうち、JSCが抽出したものの金額と根拠の妥当性